

令和 7 年

郡山市教育委員会

3月定例会議事録

令和 7 年 郡山市教育委員会 3 月定例会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 1 時 30 分

場 所 郡山市教育委員会室（郡山市役所本庁舎 5 階）

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 藤 田 浩 志
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 見 越 大 樹

委 員 佐 々 木 貞 子

出 席 者	教育総務部長	山 内 憲
	学校教育部長	二 瓶 元 嘉
	教育総務部次長兼総務課長	渡 辺 啓 一
	教育総務部次長兼生涯学習課長	宗 形 直 美
	こども部次長（（併）学校教育部次長）	渡 部 洋 之
	中央公民館長	片 平 力 也
	中央図書館長	若 穂 圀 豊
	美術館長	永 山 多 貴 子
	学校管理課長	遠 藤 修
	学校教育推進課長	日 下 明 彦
	教育研修センター所長	吉 田 圭 輔
	総合教育支援センター所長	石 井 研 也
	文化スポーツ部次長兼文化振興課長	鎚 木 辰 男
	教育総務部総務課長補佐	木 村 邦 則
	教育総務部総務課総務管理係長	安 彦 直 人
書 記		柳 沼 飛 翔

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 11 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（人事）

議案第 12 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）

議案第 13 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）

議案第 14 号 郡山市教育委員会における行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について

議案第 15 号 「郡山市少年湖畔の村条例施行規則」及び「郡山市青少年会館条例施行規則」の一部改正について

議案第 16 号 郡山市立学校管理規則の一部改正について

議案第 17 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部改正について

議案第 18 号「郡山市立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査について」（答申）

議案第 19 号 郡山市指定重要文化財の指定について

報告第 2 号 専決処分事項の報告について（人事）

報告第 3 号 専決処分事項の報告について（校長未満人事）

報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令）

5 そ の 他

（１）郡山市社会教育委員の会議から教育長への答申書の提出について

（２）令和 6 年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について

（３）令和 6 年度通学路合同点検実施箇所等について

6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。

只今から、郡山市教育委員会令和 7 年 3 月定例会を開会いたします。

本日は、田中委員が欠席であります。教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項」の規定により本定例会は成立いたします。

はじめに、令和 7 年 2 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 令和 7 年 2 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
 次に、教育長報告として、私から報告させていただきます。
 資料 1 につきましては、令和 7 年 2 月 12 日に福島市において実施されま
した第 35 回全国産業教育フェア福島大会第 2 回実行委員会の内容になりま
す。概要につきましては資料を御覧ください。
 次に、令和 7 年郡山市議会 3 月定例会市政一般質問概要について御報告
いたしますので資料 2 を御覧ください。今回は 15 議員から 38 件の質問が
ありました。主なものにつきましては、特別支援教育、防災教育、デジタル
教育、フッ化物洗口に関するものでした。詳細につきましては、資料 3 ペー
ジ以降の答弁要旨を御覧ください。
 以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第 11 号「臨時
代理による処理の承認を求めることについて（人事）」、議案第 12 号「臨時
代理による処理の承認を求めることについて（校長人事）」、議案第 13 号「臨
時代理による処理の承認を求めることについて（条例）」、議案第 14 号「郡
山市教育委員会における行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則
について」、議案第 15 号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則及び郡山市青少
年会館条例施行規則の一部改正について」、議案第 16 号「郡山市立学校管理
規則の一部改正について」、議案第 17 号「独立行政法人日本スポーツ振興セ
ンターの共済掛金に関する規則の一部改正について」、議案第 18 号「郡山市
立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査について（答申）」、議案第 19
号「郡山市指定重要文化財の指定について」、報告第 2 号「専決処分事項の
報告について（人事）」、報告第 3 号「専決処分事項の報告について（校長未
満人事）」、報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令）」、以上、議案
9 件及び報告 3 件が提出されております。
 議事の「議案第 18 号」については、今後の方針決定に係る案件であるこ
とから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項」の規定

に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第18号」の案件の審議について、非公開とすることに
対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第18号」については、
非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、
後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたと思いますが、よろし
いでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに、議案第11号「臨時代理による処理の承認を
求めることについて（人事）」であります。報告第2号「専決処分事項の
報告について（人事）」と関連することから、一括して議題といたします。
それでは、「議案第11号」及び「報告第2号」の事務局の説明を求めます。

総務課長 初めに「議案第11号」についてですが、令和7年4月1日付け、郡山市教育委員会課長相当職以上の人事異動について、緊急に処理する必要があり、委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時代理による処理を行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に「報告第2号」についてですが、郡山市教育委員会課長相当職未満の人事異動について、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が専決処分いたしましたので、報告するものであります。人事異動の概要につきましては、資料②を御覧ください。まず、課長相当職以上の人事異動については、部長相当職が2名、部次長相当職が4名、課長相当職が6名、合計12名の異動となります。次に、課長相当職未満の人事異動については、課長補佐相当職32名を初め、計111名の異動となります。なお、詳細については、資料及び内示書を御覧ください。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第11号」及び「報告第2号」については、原案のとおり決することに、
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第11号」及び「報告第2号」につ
いては、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（校
長人事）」についてであります。こちらの議案についても報告第3号「専
決処分事項の報告について（校長未満人事）」と関連することから、一括し
て議題といたします。

それでは、「議案第12号」及び「報告第3号」の事務局の説明を求めます。

学校管理課長 初めに「議案第12号」についてですが、市内校長の人事異動について、緊
急に処理する必要があり、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第5条第
1項の規定により、臨時代理の処理を行いましたので、報告し、その承認を
求めるものでございます。

また、「報告第3号」についてですが、市内校長、副校長、教頭等の人事
異動について、同規則第6条第1項の規定に基づき、専決処分したので、報
告するものであります。次に、人事異動の概要について御説明いたします。
校長の異動状況についてですが、小学校の転出等については、役職定年・退
職が17名、市外へ転出が1名、行政へ転出が1名、計19名であります。転入
等については、他市町村からの転入が4名、行政からの転入が1名、特例任
用校長10名、市内副校長からの昇任が1名、市内教頭から昇任が1名、他市
町村から昇任が2名、計19名であります。次に、中学校における転出等につ
いては、役職定年・退職が13名、市内義務教育学校への異動が1名、計14名
であります。転入等については、他市町村から転入が2名、行政からの転入
が2名、特例任用校長5名、市内義務教育学校から異動が1名、市内教頭か
らの昇任が2名、行政から昇任が1名、他市町村から昇任が1名、計14名で
あります。義務教育学校における転出等については、市内中学校への異動が
1名であります。転入等については、市内中学校からの転入が1名でありま
す。

次に、副校長の異動状況ですが、小学校及び中学校での異動はなく、義務
教育学校の転出等は、市内校長へ昇任が1名、転入等は行政から昇任が1名
となります。また、教頭の異動についてであります。小学校の転出等とし

ては、行政へ転出が2名、校長・副校長への昇任が4名、計6名であります。転入等については、他市町村からの転入が1名、行政から転入が1名、市内主幹教諭から昇任が1名、市内教諭からの昇任が1名、他市町村から昇任1名、行政から昇任1名、計6名であります。中学校の転出等については、役職定年・退職が1名、行政へ転出が2名、校長・副校長へ昇任が3名、計6名であります。転入等では、他市町村からの転入が1名、市内主幹教諭から昇任が1名、市内教諭から昇任が1名、他市町村から昇任が2名、行政から昇任が1名、計6名であります。義務教育学校の異動は、転出は行政への転出が2名であります。転入は市内主幹教諭から昇任が1名、行政から昇任が1名、計2名であります。

只今、御説明いたしました異動の内容については、提出書に掲載しております。なお、市教育委員会の割愛職員人事についても提出書に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第12号」及び「報告第3号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第12号」及び「報告第3号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて」御説明いたします。このことにつきましては、令和7年2月19日開会の郡山市議会3月定例会に議案提出となることから特に緊急に処理する必要があり、委員会を招集する時間的余裕がないため、郡山市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理による処理をしたため同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。改正の要旨につきましては、一般職の職員の給料表及び各種手当について、国家公務員、福島県職員に準じ、包括的に給与制度を改正するとともに、地方公務員法

の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、郡山市語学指導外国人の給与及び費用弁償に関する条例部分の公共交通機関を利用する職員の通勤手当の支給限度額の引き上げ、新幹線通勤の要件の緩和の２点であります。施行期日は公布の日といたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第13号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第13号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第14号「郡山市教育委員会における行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について」、事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 議案第14号「郡山市教育委員会における行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について」御説明いたします。資料を御覧ください。改正の要旨につきましては、令和7年4月1日付けで教育委員会の行政組織が改編されることに伴い、関係する規則を一括して改正するものであります。主な内容につきましては、勤労青少年ホームの削除、文化スポーツ部の文化スポーツ観光部への改称などとなっております。この規則の整備により、郡山市教育委員会事務局等組織規則、郡山市教育委員会教育長事務委任規則、郡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正いたします。併せて郡山市勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止することとなります。この規則の施行期日は令和7年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第14号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第14号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第15号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則」及び「郡山市青少年会館条例施行規則」の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 資料を御覧ください。議案第15号「郡山市少年湖畔の村条例施行規則」及び「郡山市青少年会館条例施行規則」の一部を改正する規則についてですが、改正の背景等は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されます。今回の改正は、当該規則に禁錮が明記されていることから拘禁刑に改めるものです。なお、当該規則の施行期日は法改正に伴い、令和7年6月1日となります。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第15号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第15号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第16号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第16号「郡山市立学校管理規則の一部改正について」ですが、改正の要旨は、郡山市立学校における働き方改革に伴う事務見直しに伴い、様式の改正や報告回数の変更、使用料納入時期の変更などの所要の改正を行うものであり、令和7年4月1日付で施行を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第16号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第17号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 議案第17号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部改正について」ですが、児童生徒を対象とした災害給付共済に係る掛金の保護者負担額について負担額表記の変更、負担金徴収対象外の明記など所要の改正を行うものであり、施行期日は公布の日となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第17号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第17号」については、原案のとおり決しました。次に、議案第19号「郡山市指定重要文化財の指定について」、事務局の説明を求めます。

文化振興課長 議案第19号「郡山市指定重要文化財の指定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。白河・会津街道（太閤道勢至堂峠）につきましては、令和6年11月の教育委員会定例会において諮問に係る議案を可決いただきました。その後、12月16日に開催されました郡山市文化財保護審議会において諮問を行い、審議した結果について令和7年2月17日に審議会から教育長へ答申をいただきました。この答申において白河・会津街道は、豊臣秀吉の命令で整備され、豊臣秀吉が下向する際にこの場所を通ったことが定説となっていること、その後も参勤交代や物資の輸送にも用いられた街道であり郡山市にとって貴重な文化財と考えられることから郡山市指定史跡として指定すべきとされました。この答申を踏まえまして白河・会津街道（太閤道勢至堂峠）を郡山市指定重要文化財として指定するため本議案を提出するものです。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第19号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第19号」については、原案のとおり決しました。次に、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令）」、について事務局の説明を求めます。

総 務 課 長 報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令）」について御説明いたします。資料を御覧ください。改正の要旨であります、令和3年6月に制定されました地方公務員法の一部を改正する法律につきまして令和6年12月に附則の規定の一部を削除する改正が行われたため所要の改正を行うものであります。具体的には暫定再任用職員を定義しておりました地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削除され新たに同条第6項に定義されたため改正するものでございます。この訓令の施行期日は令和7年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「報告第４号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「報告第４号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に「５ その他」に入ります。はじめに、（１）「郡山市社会教育委員の会議から教育長への答申書の提出について」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 郡山市社会教育委員の会議からの答申書提出について御報告いたします。２月13日に教育長室において諮問「ＤＸ化に伴う生涯学習環境の充実に向けて」の答申書を社会教育委員の会議を代表して國分球子議長、瀧田勉副議長より教育委員会へ提出し教育委員会を代表して教育長に受領いただきました。答申書の重要な部分である10ページから11ページ中の「４ ＤＸ化の推進により、社会教育政策の進展が期待される分野」「５ 将来を見据えた先進的な生涯学習環境改革への期待」につきまして御説明させていただきます。すべての人には学ぶ権利があり、人口減少やそれに伴う税収の減少などの外的要因や今後、公民館施設複合化・集約化などの施設再編を実施する場合でも学びを継続・循環させていくためにＤＸ化を手段としていくことは有効であり対面交流とデジタルの相乗効果を活かしてコミュニティを活発化させていき新しい「場所」「学び体験」「楽しみ」「つながり」「かかわり」を活用しながら社会教育がウェルビーイングの向上を高め、循環していくものと期待したいと示されております。当課といたしましては、答申内容の具現化に向け尽力していきたいと考えております。説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に（２）「令和６年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 令和６年度郡山市立学校児童生徒の体力・運動能力、発育の現状について、

資料のとおり取りまとめましたので後ほど御覧ください。また、令和7年度体力向上推進構想を表紙の次のページのとおり策定いたしました。こどもの健康日本一を目指し「体づくり」「生活習慣づくり」「健康づくり」の3本の柱に基づき各学校・各家庭・関係機関と連携しながら記載の各種取り組みを実施してまいります。説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に(3)「令和6年度通学路合同点検実施箇所等について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 令和6年度通学路合同点検実施箇所等について御報告させていただきます。今年度も国・県・道路管理者・警察・地域の関係団体の皆様のご協力をいただき通学路の合同点検を実施いたしました。今年度は表に示す通り28箇所の点検を実施し平成24年度からの累計点検箇所は822箇所となりました。また、対策を実施した箇所は17箇所です。2月末までに交差点のカラー化、歩行者注意等の路面標示、グリーンベルトやラバーポールの設置などを行っております。平成24年度からの累計は726箇所となっております。資料6ページ以降には通学路合同点検実施一覧表を記載しておりますので後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

藤田職務代理者 冬期間のような特殊な気候状況における通学路の安全点検について対応状況はいかがでしょうか。

学校教育推進課長 今年度は、大雪による倒木が各地で起こっているという情報が郡山市建設部から入りましたので通学路における被害状況について調査を行っております。今後については、調査結果を踏まえて対応したいと考えております。また、熱海地区のような雪が多い地域については関係部署と連携し除雪等に取り組んでおります。

藤田職務代理者 今年から熱海地区の除雪を担当している事業者の除雪範囲が厳格化されたことで従来は学校敷地内まで行っていたものが公道のみを除雪対象とするという話を聞きました。児童や教職員が通学する場所ですので関係部署と連携しながら学校敷地内についても除雪範囲に含めてもらうよう働きかけていただきたいと思います。

学校教育推進課長 熱海中学校長から同様の話があり、それを受けて従来とおりに学校敷地内についても除雪を行ってもらうようお願いしたところ、学校敷地内においても対応いただいております。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

見 越 委 員 道路の側溝についてですが、特に雨が多い地域では水の流れが激しく事故の危険性が高まります。そのような観点では点検等されているでしょうか。

学校教育推進課長 近年の異常気象によるそのような危険性も考えられると思います。そのため毎年度末に各学校における危険箇所等を調査し次年度の6、7月に合同点検を実施し、対策が必要であれば適宜対応しております。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 「5 その他」が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第18号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和7年3月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時12分